

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年11月29日（平成30年（行情）諮問第534号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第539号）

事件名：「日米地位協定の考え方（改訂版）の表紙」の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「日米地位協定の考え方（改訂版）の表紙」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月22日付け情報公開第01221号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

外務省は、本件請求文書である「昭和50年代に作成された『日米地位協定の考え方（改訂版）』の表紙のみ」の存在を認め、特定したものの、「本件文書を公にすることにより米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」ことを理由として、法5条3号の不開示条項に該当するとして不開示決定を行った。

しかしながら、本件文書、すなわち外務省が昭和50年代に作成した「日米地位協定の考え方（改訂版）」（以下「本件資料」という。）の表紙のみを開示した場合、米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは、一般的な常識に照らしても考えにくい。よって本件処分の取消しと開示を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、平成30年8月21日付けで受理した審査請求人からの開示請求「昭和50年代に作成された「日米地位協定の考え方（改訂版）」の表紙のみ。」に対し、法10条による延長を行い、1件の文書を特定し、不開示とする原処分を行った（平成30年10月22日付け情報公開第01221号）。

これに対し、審査請求人は、平成30年10月23日付けで対象文書の不開示部分について、不開示情報に該当することを不服とし、原処分の取

消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件文書は、原処分において不開示とされた文書1（本件資料の表紙）の1件である。

3 不開示とした部分について

文書1は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）」に関して、昭和50年代に作成された外務省の部内の参考資料であり、同文書は、我が国と米国との間の協議事項に係る外務省内の考え方、日米両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており、公にすることにより米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断し、同文書を含む本件資料を不開示とする外務省決定を妥当とする答申（平成18年度（行情）答申第343号、平成20年度（行情）答申第205号、平成22年度（行情）答申第338号及び平成30年度（行情）答申第195号）及び判決（東京高等裁判所平成18（行コ）109）を踏まえ、法5条3号により不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件資料の表紙のみを開示した場合、米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは、一般的な常識に照らしても考えにくい」として、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件資料にはその全体にわたって、我が国と米国との間の協議事項に係る外務省内の考え方、日米両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており、時の経過を勘案しても引き続き公にすることにより米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。東京高等裁判所平成18（行コ）109において、「被告らは、本件新文書は日米地位協定に関する担当者の考え方を記した外務省の部内の参考資料であり、その全体にわたって、我が国と米国との間の協議事項に係る同省内の考え方や、両国間の協議の内容等に関する記述が含まれている旨主張しており、同文書の表題及び日米地位協定の内容並びに弁論の全趣旨にかんがみれば、同文書の概括的な記載内容は、被告らが主張するとおりであると推認することができる。よって、本件新文書は、その外形的事実等から判断される一般的、類型的にみた限りの当該文書の性質として『国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある』と行政機関の長が判断をし得る情報が記録されているものであると認められる」と認められている。さらには、平成30年度（行情）

答申第195号（以下「先例答申」という。）においても、審査請求人は、表紙や目次など、公にしても米国との信頼関係が損なわれるおそれがなく法5条3号の不開示情報に該当しない内容も含まれていると推察される等の理由に基づき、法5条3号に該当しない部分については部分開示することを求めていたが、当該文書の記載内容は、その全部が法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当であるとの判断が下っている。したがって、外務省は、上記2のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月11日 審議
- ④ 平成31年3月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件資料の表紙である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、上記第3の4の「東京高等裁判所平成18（行コ）109」は「東京高等裁判所平成18（行コ）109の原判決である東京地方裁判所平成16（行ウ）267」に修正するとの説明があった。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求は本件資料の一部のみの開示を求めるものであるとして、本件対象文書の開示の可否を判断するに当たっては、開示を求める部分の不開示情報該当性のみを判断すれば足り、当該部分は本件資料の表紙にすぎないことから法5条3号には該当せず開示すべきである旨主張するものと解される。しかしながら、法3条に定める開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であることに鑑みれば、審査請求人が開示を求める本件資料の特定部分を独立した文書のように扱い、当該部分の不開示情報該当性について本件

資料全体の不開示情報該当性と切り離して判断することは適当ではない。  
(2) そこで、諮問庁から本件資料の提示を受けて確認したところ、本件資料には、日米地位協定の解釈に関する日本側の考え方、日米間の協議事項に関する外務省内の考え方、日米間における関連の外交交渉、日米合同委員会における議論及びその背景となった考え方、国会における審議の関連部分の抜粋及び質問主意書の関連部分、政府発表及び政府の統一見解、既存の関連国内法、公表済みの日米合同委員会における合意などが詳細かつ深く掘り下げて記載されていることが認められる。

そして、本件対象文書には、公表されていない情報が記載されていることが認められ、上記本件資料の性質及び本件資料を全部不開示とした決定を妥当とした先例答申の判断をも併せ考えれば、本件対象文書は、その一部であっても、これを公にすれば、日米地位協定の解釈・運用等に関する今後の米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久